

いわき市公共交通担い手確保支援事業費補助金交付要綱を次のように制定する。

令和6年4月1日

いわき市長 内田 広之

いわき市公共交通担い手確保支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、運転手不足が深刻化しているバス及びタクシー事業への就業機会の拡大と人材の確保を促進し、地域公共交通の維持を図ることを目的に、市内公共交通事業者が自ら実施する、従業員（内定者を含む、以下「従業員」という。）の第二種運転免許取得に係る経費を負担する事業、又は第二種運転免許を既に保有している者が入社した際に一時金（以下「就職支度金」という。）を支給する事業に係る経費の一部に対し、補助金を交付することに関して、いわき市補助金等交付規則（昭和45年いわき市規則第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるもの。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号全てに該当するものであり、同意書兼誓約書（第2号様式）の内容を遵守する意思を有するものとする。

(1) 次のいずれかに該当するものとする

ア 道路運送法第4条の規定により、一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けている乗合バス事業者で、市内に本社若しくは営業所を有し、かつ、市内を走行する路線バス又は高速バスを運行している事業者

イ 道路運送法第4条の規定により、一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けている貸切バス事業者で、市内に本社若しくは営業所を有する事業者

ウ 道路運送法第4条の規定により、一般乗用旅客自動車運送事業の許可（福祉輸送事業限定許可を含む）を受けているタクシー事業者等で、市内に本社若しくは営業所を有する事業者

(2) いわき市暴力団排除条例（平成24年いわき市条例第41号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団又は条例第2条第2号に規定する暴力団員、条例第2条第3号に規定する暴力団員等、条例第2条第7号に規定する社会的非難関係者のいずれにも該当しないこと

(3) 事業を継続する意思があり、市税を滞納していないもの

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、補助対象者が実施する次の各号のいずれ

れかに該当するものとする。

- (1) 従業員の第二種運転免許取得に係る経費を負担する事業
 - (2) 既に第二種運転免許を保有する従業員を雇用する際、その従業員に対し、就職支度金を支給する事業（ただし、雇用開始日前1年以内に、市内に本社若しくは営業所を有する事業所で運転手として勤務していた者を除く。）
- 2 前各号については、第二種運転免許取得日又は就職支度金支給日から3年以上の継続雇用を条件とする。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、補助対象事業の実施に要した補助対象経費の4分の3以内の額（国、地方公共団体その他の機関から別に助成措置を受けた場合は、補助対象経費から当該助成措置の額を控除した額の4分の3以内の額）とし、予算の範囲内において決定する。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

- 2 補助金の上限額は、バス事業者については対象となる従業員1人につき36万円とし、タクシー事業者については、対象となる従業員1人につき20万円とする。なお、補助金の交付は1人につき1回限りとする。
- 3 対象となった従業員が退職等し、他補助対象者の従業員になり要件を満たしたとしても、前項の規定に基づき補助の対象とはしないものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は補助金等交付申請書を規則第4条第1項に基づき、補助金の交付を受けようとする会計年度の3月31日までに提出しなければならない。

2 規則第4条第1項第4号の規定する書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 交付申請兼実績報告内訳書（第1号様式）
- (2) 同意書兼誓約書（第2号様式）
- (3) 一般旅客自動車運送事業を営んでいることの証明（写し）
- (4) 従業員との雇用契約の内容が確認できるもの（雇用契約書）（写し）
- (5) 従業員の雇用保険被保険者証（写し）
- (6) 第二種運転免許取得者及び保有者の運転免許証（写し）
- (7) 補助金の使途を称する領収書又は支払いが確認できる書類（写し）
- (8) 事業者が経費を負担したことが確認できる書類（写し）
- (9) 補助金の振込先が確認できる書類（写し）
- (10) その他市長が必要と認める書類

3 前項の交付申請兼実績報告内訳書の提出をもって、規則第10条の規定による補助事業着手（完了）届、及び規則第12条の規定による補助事業等実績報告書

の提出に代えるものとする。

4 規則第4条第2項の規定により省略する添付書類は、規則第4条第1項第1号から第3号に掲げる書類とする。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条による申請の内容が適正であると認めるときは、規則第5条の規定に従い補助金の交付の決定を行うものとする。

(補助金の交付請求)

第8条 補助金の交付請求は規則第11条に基づき請求するものとする。

(事業計画の軽微な変更)

第9条 規則第7条第1項の市長が定める軽微な変更は、事業計画の実質的な変更ではなく、その細部についての変更とする。

(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

別表（補助対象経費）

区分	内容	対象期間
補助対象者が負担した 従業員の第二種運転免 許取得に係る経費	入学金、適性検査料、学科教習料、技能教 習料、効果測定料、教材費、写真代、検 定料（仮免許、補習に要する経費を除く） ※ただし、消費税および地方消費税相当 額を除く	補助金の交付を受けよ うとする会計年度の4 月1日から3月31日ま でのにおける第二種運 転免許の取得及び第二種
補助対象者が負担した 第二種運転免許を既に 保有している者が入社 した際に支給する一時 金に係る経費	就職支度金、入社支度金といった運転手の 採用に係る一時金	運転免許保有者に対し て支給する一時金に係 るものに限る。 （当該会計年度以外に 支出した経費は対象外 とする。）